

滋賀文教短期大学と岐阜女子高等学校との連携協力に関する協定書

学校法人松翠学園滋賀文教短期大学（以下「甲」という。）と学校法人岐阜女子高等学校（以下「乙」という。）は、相互の教育に係る交流・連携及び地域人材の育成を図るため、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙との連携、相互協力の充実等により、当該事業の円滑かつ効果的な実施に資することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、主に次に掲げる事業の計画、実施等について連携し、協力するものとする。

- (1) 高大連携に関すること。
- (2) 地域貢献に関すること。
- (3) 地域課題の解決に関すること。
- (4) 自己点検・評価に関すること。
- (5) 教職員の合同研修に関すること。
- (6) 施設・設備の使用に関すること。
- (7) 図書館の相互利用に関すること。

（協定期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日から1か月前までに、甲または乙から改定の申し入れがないときは、さらに1年間継続するものとし、その後もまた同様とする。

（連携協議）

第4条 本協定を実効性のあるものにするため、甲及び乙は、年1回以上協力事項に関する協議を行うものとする。

（協定の改廃）

第5条 本協定の改廃にあたっては、甲、乙協議のうえ行うものとする。

（定めのない事項）

第6条 この協定に定めるもののほか、甲と乙との連携協力に関し必要な事項については、両者協議のうえ別に定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙署名のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成30年 4月2日

甲 滋賀県長浜市田村町 335
学校法人松翠学園 滋賀文教短期大学長

乙 岐阜県羽島郡岐南町三宅 1-130
学校法人松翠学園岐阜女子高等学校長

松本英文
松本英文